

### 第III部

## 社 会 保 障 編

## 第6章

### メキシコ社会保険公社（IMSS）改革

#### ——年金制度を中心に——

##### はじめに

近年、わが国も含め世界各国で社会保障制度の見直しが焦眉の課題とされている。人口の高齢化とそれにともなう年金財政の逼迫、国民による「福祉依存」傾向とそれがもたらす生産性・競争力への影響などが理由とされるが、サッチャリズムを先鞭とする「福祉国家への巻き返し」は、20年あまりの歳月を経て、静かに、しかし着実に浸透をみているかのようである。

このような動きは、「福祉国家」化の恩恵が国民各層に十分に行き渡っているとは言い難い後発国においても活発になっている。1981年に抜本的な年金改革を行ったチリの事例をまつまでもなく、1980年代以降、極端なまでの経済自由化を進めてきたラテンアメリカ地域においてこそ、それはドラスティックに進められてきたといいうのかもしれない。メキシコでも1995年12月12日に改正社会保険法が成立し、およそ1年半を経た1997年7月1日から施行された。本章は、このメキシコにおける社会保障改革の一端を、年金制度を中心に紹介し、この分野における事例研究の蓄積に貢献することを第一義的目的とするものである。以下、簡単に本章の構成を記しておくことにしよう。

まず第1節では、1995年改正社会保険法とそれによって定められた新制度の概要を整理する。この改正で同法のもとにおける年金は、従来の賦課方式から全面的に積立方式へと転換することとなった。改革後も何らかの形で賦

課方式を残した国も少なくないなか、きわめて抜本的な制度の見直しであつた。それにともなって設立された公的機関や民間企業がどのように位置づけられているのか、またそのなかで加入者にとってどのような変化がもたらされたのかが概観されることになろう。続く第2節では、年金改革を推進した政府当局の政策意図を分析する。さらに第3節では、それに対しメキシコ国内で提起された批判点を検討する。両者の見解を比較検討することで、新制度の問題点をより明確に理解することが可能となろう。そして最後に、新旧両制度がどのような社会、どのような個人をその制度構築の基盤としているかを仮説的に考察し、今後の研究課題として提示することで本章を結ぶことにしたいと考えている。

なお、社会保険法 (*Ley del Seguro Social*) とは、民間被用者を主な対象とし、「メキシコ社会保険公社」(*Instituto Mexicano del Seguro Social*, 以下IMSSと略称する)を実施機関とする社会保障制度を規定する法律である。メキシコにおける社会保障制度は、他の多くの諸国においてそうであるように、さまざまな社会情勢や政治的压力によって生み出された個別の措置が積み上がる形で形成されてきた<sup>(1)</sup>。その結果として、連邦政府職員を対象とする「国家公務員社会保障公社」(*Instituto de Seguridad Social al Servicio de los Trabajadores del Estado*, 以下ISSSTEと略称する)をはじめ、並行する制度が存在している。したがって、本章で扱う年金改革は、年金制度全体でも経済活動人口の33.9% (1996年) という低いカバー率はひとまず撇くとしても、メキシコ国民全体を対象とするものではない。しかしながら、年金加入者の8割ほどがIMSSの制度下にある (Solís Soberón y Villagómez [1999: 113]) こと、加入者数で第2位のISSSTEなどにも新制度を拡張できるように年金貯蓄制度法 (*Ley del Sistema de Ahorro para el Retiro*。後述) が構成されている<sup>(2)</sup>こと、また、カバー率の向上が——その実効性はともかく——1995年改革の理由の一つに数え上げられていることから、IMSS制度に現段階で検討を加えておくことには十分に意義があるものと思われる。

## 第1節 1995年改正社会保険法による新年金制度の概要

### 1. 1995年社会保険法改正

本節では、1997年7月1日より施行されたIMSS新年金制度の概要を紹介する。これによる最大の変化は、従来のいわば「一体的な社会保障体系」という考え方から、健康保険、年金、保育所事業などの各部門を一步踏み込んだ形で細分化したことである。その際、各部門間における会計上の独立性を確保したことも同様に強調される。これは、慢性的に赤字が発生していた健康保険会計に対して年金会計などから補填が従来行われており、それが将来の年金支払いに対する積立金不足という現状を招いているという認識によるものである。そして、このような社会保障体系全体に対する一連の見直しのなか、賦課方式による年金は、個人勘定に基づく積立方式へと完全に置き換えられることとなった。

表1は、IMSS制度の構成が改正前後でどのように変化したのかを示している。まず一見してわかることは、制度がより細分化され、かつ目的別の保険料率が明確に設定されたことである。そして、各項目ごとにみていくと、以下の諸点を指摘することができる。

- (1) 労働災害保険について、各企業の災害・疾病防止のための投資を促すために、労働災害発生率が保険料率により敏感に反映されるようになった。
- (2) 健康保険について、保険料課金ベースが変更された。これにともない、連邦政府負担の割合が大きく増加した。また、現物給付と現金給付について保険料が明確に分割された。
- (3) 障害・老齢・高齢失業・死亡保険(IVCM)について、従来どおり賦課方式で運営される障害・生命保険と、完全積立方式に基づく退職・高齢失業・老齢保険とに分割された。保険料率は従来どおりだが、その枠内

表1 IMSS制度の構成変化

使	労	政				使	労	政
--	--	--	労災保険 <sup>1)</sup>				--	--
8.75	3.125	0.625	健康保険					
5.95	2.125	0.425	障害・老齢・ 高齢失業・死 亡保険					
2	--	--	退職貯蓄					
1	--	--	保育所保険					

→

		労災保険 <sup>1)</sup>	使	労	政
健康保険	現物給付	13.9 <sup>2)</sup>	--	--	13.9 <sup>2)</sup>
	現金給付	6.0 <sup>3)</sup>	2.0 <sup>3)</sup>		
		0.70	0.25	0.05	
年金受給者健康保険		1.05	0.375	0.075	
障害・生命保険		1.75	0.625	0.125	
退職・高齢 失業・老齢 保険	高齢失業・ 老齢	3.15	1.125	0.025	5.5 <sup>4)</sup>
	退職	2.0	--	--	
保育所・福利厚生給付 保険		1.0	--	--	

(注) 特記なきかぎり課金基準賃金 (salario base de cotización) に対する比率 (%)。

1) 旧労災保険では、企業は業種ごとに五つの種別に分けられ、労働災害を予防するような投資を行い、その成果が上がっても、その範囲でしか保険料を引き下げる事ができなかった。それに対し新制度では、より柔軟にその成果が保険料に反映されることになった。なお、労災保険料は全額雇用主が負担する。

2) 最低賃金に対する比率。なお、この値は2008年までに段階的に20.40%にまで引き上げられる。また、使用者の拠出分については最低賃金の引き上げがあればそれが反映され、政府の拠出分については消費者物価指数にしたがい3カ月ごとに見直しが行われる。

3) 最低賃金の3倍を超える分について徴収される。なお、この値は2008年までに段階的にそれぞれ1.10%, 0.40%にまで引き下げられる。

4) 社会拠出分に対応する部分。首都連邦区における最低賃金に対する比率。

(出所) 新旧LSSをもとに筆者作成。

で年金受給者に対する医療サービス給付のための拠出金が明確に設定された。

(4) 保育所保険について、保育所・福利厚生給付保険と改称され、保険料の使途が明確化された。

以下、(3)で言及した年金改革について、主に1995年社会保険法(以下新LSSと略記) および年金貯蓄制度法 (Ley del Sistema de Ahorro para el Retiro, 以下LSARと略記) に基づきながら新制度の概要をみていくことにしよう。

## 2. 新年金制度への移行

先にメキシコの年金制度は個人勘定に基づく積立方式へと完全に置き換えられたと書いたが、これは、新LSS施行日の1997年7月1日以降、IMSSへの新規加入者は、全面的に積立方式による新年金制度に加入することとされたのみならず、既加入者についても積立方式への移行を義務づけられたことを意味する。ただし、既加入者が年金受給年齢（65歳）に達した際には、新制度による年金（後述）を受給するか、旧制度の方式で計算された年金額を受け取るかを選択することができる。その際、旧制度による年金額と実際の積立額との差は、連邦政府が補填することとなっている。

また、既加入者が新制度による年金を選択した場合にも、それがもし新LSS第170条で定められている保証年金額<sup>(3)</sup>に達しないならば、それとの差額も連邦政府が負担することになる。ただし、年金受給のための保険金拠出期間は、従来の500週から1250週に大幅に引き上げられ、これが満たされなければ保証年金額が支払われることはない。

拠出の面ではどのような変化があったのであろうか。先に触れたように、年金制度に関するかぎり保険料の課金基準賃金（salario base de cotización）に対する比率には変化がないし、労使および政府との間の拠出比率も旧IVCMに相当するものを通算するならば基本的に変わらない。唯一の大きな変化は社会拠出金（cuota social）である。これは、全加入者の個人積立勘定に対して政府が首都連邦区における最低賃金日額の5.5%を加入日数に応じて一律に拠出するというものである。

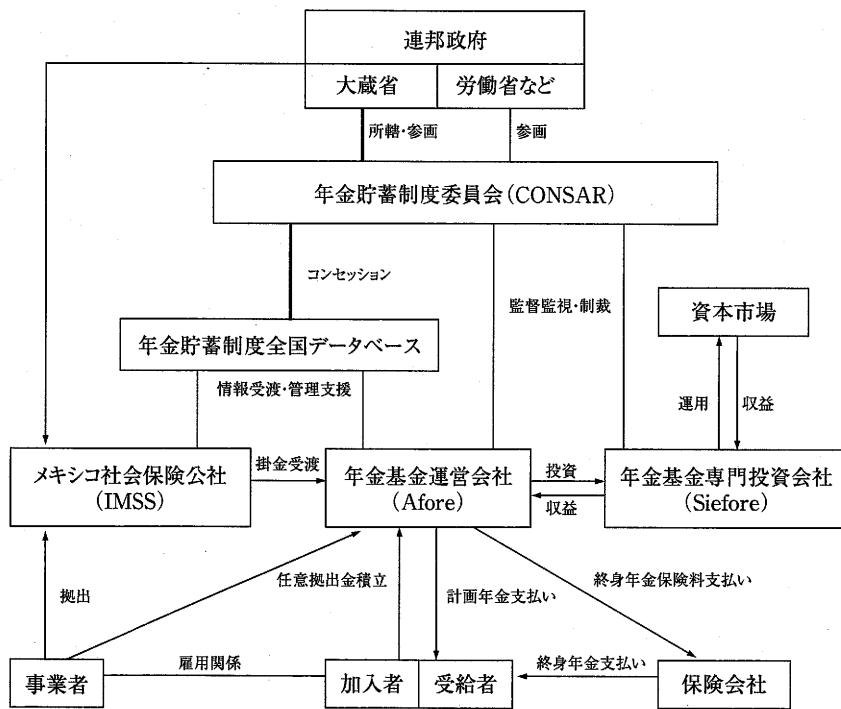
なお、旧制度における「退職貯蓄制度」（Sistema de Ahorro para el Retiro、以下「旧SAR」と略記）は、旧IVCMを補完するものとして1992年に導入されたもので、雇用主側が取り扱い金融機関を決めてそこに積み立てを行うとされていたなど細かな違いはあるものの、新制度を部分的に先取りしていたという側面がある。そして、新制度はIVCMのうち「C」（高齢失業）と「V」（老

齡)を旧SARに一本化したという見方もできる。新制度下では、旧SARは、「SAR92」として区分されて管理されているが、これを新制度による個人勘定に組み入れることも可能である。

### 3. 新年金制度の機構

次に図1を参照されたい。これは、新IMSS年金制度において関連する諸主体がどのように位置づけられているかを示した概念図である。以下、各機関ごとにその機能を説明しておくことにする。

図1 メキシコ新年金制度の仕組み



(出所) LSS, LSARをもとに筆者作成。

### (1) 年金貯蓄制度委員会

年金貯蓄制度委員会 (Comisión Nacional del Sistema de Ahorro para el Retiro, 以下CONSARと略記)は、旧SAR制度の監督機関として1994年7月に設置された大蔵省の外局 (*órgano administrativo desconcentrado*) であり、1996年4月にLSARが成立することによって積立型年金制度の「調整、規制、監督および監視を担当」することとなったものである (LSAR第2条)。制度全体にわたる許認可権をもち、制裁や指導を行う権限を付与されているのみならず、LSARや同規則においてCONSARの裁量に委ねられている部分も少なくない。この裁量権は、チリやアルゼンチンにおける同等の機関のそれと比べ大きいとされ、これについては制度全体に対する信頼性を確保するうえで問題があるとする見方もある (Kurczyn Bañuelos [1996: 750])。

### (2) 年金基金運営会社

この制度において実務面で中心的な役割を果たすのは、年金基金運営会社 (Administradora de Fondos para el Retiro, 以下Aforeと略記) である。すべての加入者は、13社 (2000年10月現在) あるAforeのいずれかに個人口座／個人勘定 (cuenta individual) を開設し、そこに、各加入者が雇用されている事業者から徴収される労使拠出金 (cuota obrero patronal)、連邦政府から支払われる国家拠出金 (cuota estatal) および社会拠出金、ならびに基金運用収益が積み立てられていく (新LSS第167条)。対顧客サービスも含めた個人勘定管理がAforeの中核的な業務であるが、後述する計画払い戻し金 (retiros programados) の支払いについても行うこととされている。

各加入者がAforeにもつ個人勘定は、さらに以下の三つの下位勘定 (subcuentas) に区分されて記録される。それらは、①退職・高齢失業・老齢 (retiro, cesantía en edad avanzada y vejez), ②住宅 (vivienda), ③任意拠出 (aportaciones voluntarias) である。①および②への拠出金については、後述のようにIMSSが徴収を担当するが、③については事業主および／または加

入者がAforeに直接預け入れる形をとることになっている（LSAR第18条第II項）。また、②については、国家労働者住宅基金公社（Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores, 以下INFONAVITと略称する）にその資金を移転しなければならないとされている（新LSS第159条第I項）。

### （3）年金基金専門投資会社

Aforeに集められた積立金は、年金基金専門投資会社（Sociedad de Inversión Especializada de Fondos para el Retiro, 以下Sieforeと略記）を通じて運用される。このように別会社を組織して運用を行うのは、Aforeが経営危機に陥った場合にも、基金の積立金の安全性を保全するためという説明がなされている。また、LSARにおいては、それぞれのAforeがポートフォリオの異なる複数のSieforeを設立・運営することができ、加入者はそれらのうちどのSieforeを通じて自らの積立金を運用するのかを選択すると規定されている（第47条）。

Sieforeによる資金運用についてLSARは、「最大限の安全性と適切な収益の獲得」を図るとしている。このことから、民間債券への投資については、銀行証券委員会（Comisión Nacional Bancaria y de Valores）公認の格付け会社による格付けを受けたものに限られ（第43条），さらにリスク分析委員会（Comité de Análisis de Riesgos）および査定委員会（Comité de Valuación）の定める基準を満たさなければならないとされている（第45, 46条）。また、オプション、先物、デリバティブなどの投機的取引は禁止されている（第48条第VIII項）。

さらに同法では、Sieforeによる投資は「国内貯蓄の増進と長期金融市場の発展」を目指すこととされ、そのために、国内生産活動、雇用創出、住宅建設、インフラ整備、地域開発の5項目を促進するような証券投資を優先的に行っていくことが明記されている（第43条）。このことからSieforeによる外国証券の購入は一切禁止されている（第48条第XI項）。

積立方式年金の弱点としてインフレによって積立金の価値が目減りしてし

まうということが指摘される（牛丸 [1996: 45-56]，堀 [1997: 195-196]）。メキシコの新制度では、すべてのAforeに対し、「消費者物価指数の変化に応じ購買力を保持するような性質をもつ債券」を中心に運用を行うSieforeを最低一つは運営するように義務づけている（LSAR第43, 47条）。現状では、各AforeともSiefore 1社しか運営できないことになっているので、加入者は自動的にこの型のSieforeを通じて資金運用を行っていることになる。しかし、2000年8月22日、任意拠出による積立部分に限るという制限つきで2社目のSieforeを運営することが認可された（CONSAR通達48-1）。

#### （4） IMSS

社会保険法改正の過程でIMSSがどのような姿になるのかについては、大きな議論を呼び起したが、退職・高齢失業・老齢年金制度を除けば概ね従来の姿をとどめているといってよい。新年金制度においてIMSSは、事業者から労使拠出金を、また連邦政府から国家拠出金および社会拠出金を受け入れ、それをすぐ後に触れる年金貯蓄制度全国データベースの情報にしたがってAforeに開設されている加入者の個人勘定に振り込むことになる（LSAR第77条、新LSS第251条第XII項）。このように保険料の入り口を一本化したことは、この制度に公的年金としての性質を改めて付与する意味があるものと思われる。また、加入者は異なるAfore間を移動することが認められており、事務取り扱い上も現実的であると考えられる。

加入者のなかには、特定のAforeを選択していない、あるいは選択できないでいる者が少なからず存在している。このような加入者の拠出金をプールするため、IMSSはメキシコ銀行（中央銀行）にIMSS名義の集中口座（cuenta concentradora）を開設する。この拠出金は、連邦政府が有価証券または貸付に投資することとされ、大蔵省の定める利率で収益が繰り込まれることとされている（LSAR第75条）。なお、集中口座は2000年末をもって廃止され、その後これら加入者はCONSARが指定するAforeに移管されることとされている（LSAR第76条および同移行条項第1条）。

いま一つ特筆しておくべきは、Afore13社のうち IMSSが出資するものが存在しているということである (Afore Siglo XXI)。これは、新LSS第251条に新設された第XXII項に基づくものであるが、この条項は、同法改正をめぐる国会審議の過程で労働勢力からの強い圧力で盛り込まれたとのことである (Suárez Dávila [1996: 727])。ただし、IMSSの医療センターと同じ名前を冠したこのAforeも何ら特別の扱いは受けておらず、他のAforeと同様の競争条件のもとにおかれていることは言うまでもない。

#### (5) 年金貯蓄制度全国データベース

新年金制度は、2000年9月末現在で1700万人あまりの加入者が13社のAforeに個人勘定を開設している (<http://www.consar.gob.mx/estadisticas/Sep2000/1.2PDF>) という大規模な制度である。Aforeへの新規勘定も年間100万件を超すペースで増加を続けている。さらに、制限つきとはいえ加入者はAfore間を移動することもできる。こうした膨大な情報が記録されるのが年金貯蓄制度全国データベース (Base de Datos Nacional SAR) である。これは、CONSARの意見に基づく大蔵省のコンセッションにより営業を許可されたデータベース運営会社 (empresa operadora de la Base de Datos Nacional SAR) が管理する (LSAR第58条)。運営会社は、各Afore、IMSS、およびCONSARの間に入り、加入者情報の管理、個人勘定の登録、加入者がAfore間を移動する際の連絡仲介などを行い、制度全体の円滑な運営を図ることとされている (同第58条)。

### 4. 新制度における年金の受給

年金の種別として「高齢失業」と「老齢」の2種類があるのは従来どおりである。加入者が上で触れた1250週の拠出という条件を満たし、かつ前者については60歳以上で報酬をともなう職についていない場合、後者は65歳以上の場合、受給資格が発生する。拠出期間が1250週に達していない場合でも、

Aforeに蓄積されている積立金の所有権はあくまで加入者にあるので、その額は一時金として払い戻すことができ、また要件を満たすまで引き続き拠出を行うこともできる。また、750週の拠出で退職後の医療サービスを受けることができる（新LSS第154、162条）。

受給の方法としては「計画払い戻し金」(retiros programados) と「終身年金」(renta vitalicia) の2種類がある。前者は、積立金をAfore個人勘定に残し、それを予想される余命にしたがい定期的に引き出していく方式であり、後者は受給資格の発生時に個人勘定にある積立金で保険会社と終身型の年金支払い契約を結ぶというものである。両方式の併用はメキシコでは認められていない。しかし、契約払い戻し金方式を選択した受給者は、いつでも終身年金方式に移行することができるとされている。ただし、算出された終身年金月額が最低保証年金額を下回る場合には、自動的に計画払い戻し金方式を選ぶことになる（新LSS第157、164条）。最低保証年金関連では、計画払い戻し金方式を選択しても年金月額が最低保証年金額を下回る場合には、連邦政府がIMSSを通じてAfore個人勘定に資金を積み増し（新LSS第171条），また計画払い戻し金方式に基づいて年金を受給した結果、個人勘定に残高がなくなつた場合には、以後の年金は連邦政府の負担でIMSSから給付されることが規定されている（新LSS第172条）。

## 第2節 なぜ年金改革か——政策当局による見解

このような抜本的な制度改革はどのような意図のもとに進められたのだろうか。本節では、政策当局が旧制度のなかにどのような問題点をみ、またどのような基本的考え方方にしたがって新制度の構想を行ったのかを検討することにする。基本的に本節での議論は、ソリス＝ソベロンとビジャゴメス（Solís Soberón y Villagómez [1999]）に多くを負っている。この2人の著者のうち前者は、新年金制度の発足当時、その要であるCONSARの委員長を務

めていた人物であり、共著とはいえその人物が新制度の利点を喧伝しなければならない立場にあった時点で執筆した論文<sup>(4)</sup>には、政策当局の公式見解が少なからず反映されているはずである。

### 1. マクロの拠出—給付不均衡

制度が成熟段階に近づいていくにしたがって、年金会計の収支が悪化していくのは仕方のないことである。また、IMSSにおいては、年金会計の余剰金が病院などのインフラ整備や健康保険会計の赤字補填などに充てられてきたこと<sup>(5)</sup>や、メキシコ経済が長年にわたり高率のインフレに見舞われたことから、十分な積立金の形成がなされてこなかった。その一方で、最低保証年金額はサリーナス政権下で最低賃金の40%から100%へと大幅に引き上げられた。こうしたなかで、1944年の制度創設以来、保険料課金基準賃金の6%であったICVMの保険料率は、1991年から1996年までの間に8.5%へと段階的引き上げを余儀なくされた。

また、人口構成の変化も要因としてあげられている。表2に示すように、

表2 年齢別人口（1940～97年）

	①15～64歳 (人)	②65歳～ (人)	③総人口 (人)	④(②/①) (%)	⑤(②/③) (%)
1940	10,966,375	586,298	19,653,552	5.35	3.00
1950	14,123,516	865,614	25,791,017	6.13	3.36
1960	18,162,444	1,195,035	34,923,129	6.58	3.42
1970	24,147,173	1,791,385	48,225,238	7.42	3.71
1980	35,366,290	2,561,120	66,846,833	7.24	3.83
1990	46,234,035	3,376,841	81,249,645	7.30	4.16
1997	56,383,447	4,633,122	93,716,332	8.22	4.94

(出所) ①～③：1940～90年についてはINEGI [1994: 45]、1997年についてはINEGIホームページ(URL：[http://www.inegi.gob.mx/poblacion/espanol/estrupob/pob\\_02.html](http://www.inegi.gob.mx/poblacion/espanol/estrupob/pob_02.html)), ④～⑤：①～③から算出。

先進諸国におけるほどではないにせよ、経済活動人口に対する高齢者人口の比率は徐々に高まっているし、人口ピラミッドは1990年代以降、いわゆる「釣り鐘型」への変化を開始している。IMSSの試算によれば、もし制度を変えずに現在の給付水準を維持するならば、保険料は2020年には課金基準賃金の23.3%にまで引き上げられざるをえないとされた（Solís Soberón y Villagómez [1999: 125]）。政策当局としてみれば、それ以上の保険料率の引き上げは、事業主の負担を高め、その競争力を阻害するとともに、強制的年金制度への非加入、賃金の過小申告などを通じた不正行為の誘発や保険料未納率の上昇に繋がるとの認識があった。このようなことから、賦課方式による年金制度は、まず保険会計的に維持することができないと政策当局に判断されたのである。

このように旧制度では、近い将来に給付額が拠出額を上回る状態となり、積立金が十分でない現状では、その差額は連邦財政が負担せざるをえない。ある試算によれば、その額は2022年には対GDP比5.4%，2047年には同14%にまで達するという（Solís Soberón y Villagómez [1999: 132]）。もしこれが事実となればマクロ経済的にも大きな負担となることを政策当局は指摘するのである。

## 2. ミクロの拠出一給付不均衡

メキシコ旧制度にかぎらず賦課方式の年金制度は、拠出一給付間に厳密な関連性をもたせていない。ある意味で、拠出は給付を受けるための資格獲得手段であり、給付は所得のない／少ない高齢者という社会的弱者の出現を未然に防ぐ手段であると捉えることができる。このように考えれば、10年（500週）の拠出で受給資格が発生し、定年退職前5年間の平均賃金をもとに受給額を算出するという旧制度下の権利義務関係は合理化することができる。しかしながらそこには、よく指摘されるように、退職6年前までの賃金過小申告、逆に同5年前からの過大申告、意図的な制度非加入・保険料不払いなどのモ

ラル・リスクを招来し、年金制度それ自体を脆弱化する可能性も内包されている。同様に、ソリス＝ソベロンらがもう一つの可能性として指摘するのは、「IMSSの平均的な加入者であるような加入25年の労働者を想定した場合」、その賃金のピークは43歳の時点であり、したがって旧制度下では「代替率は68.7%であるのに対し、もし拠出を行った25年間全体の平均賃金額をもとに年金給付額を算出したとすると代替率は84.8%となる」(Solís Soberón y Villagómez [1999: 126])というものである。改革が給付額の引き下げを企図したものであるとする批判への政策当局側の反批判として記憶に留めておいてよい点であろう。

加入者レベルにおける拠出一給付不均衡の問題について指摘されなければならないもう一つの点は、加入者相互間に生じうる公平性の問題である。旧制度では、45年間にわたる拠出で満額受給とされていたが、低所得者層ほど拠出年数の違いが年金額に反映されにくく、所得が最低賃金レベルの労働者の場合、10年間拠出した場合と45年間拠出した場合とで14.7%しか年金受給額に差がなかったという(Solís Soberón y Villagómez [1999: 126])。もちろんこれは、最低年金額を(低所得者層にしてみれば)高く設定したために生じた現象であろうが、政策当局からしてみれば、これは長く拠出することへのディスインセンティブとして映ることになる。また、旧制度では、拠出期間が10年に満たない場合や、もし10年を超えていても、拠出をやめてから(すなわちフォーマル部門における職を放棄して／失ってから)一定基準以上の年数が経過すると、年金に対する権利を一切喪失することになっていたことから、拠出金の所有権が加入者から動かない積立方式による新制度のほうが公平性を保つことができるという認識も政策当局が繰り返し指摘する点である。

### 3. 国内貯蓄率への影響

ソリス＝ソベロンらも指摘するように、年金を積立方式に変更することの国内貯蓄率に対する効果は、さまざまな要因を考慮する必要があり、政策当

局の側でもこれが国内貯蓄増に結びつくとは一概には言えないと明言している (Solís Soberón y Villagómez [1999: 150-154])。ただ、年金基金という多額の長期資金が国内で調達できるようになることは、1994年末からの金融危機後の舵取りに四苦八苦していた政策当局からしてみれば大きな魅力であったに違いない。現にCONSARの広報パンフレットでも「最近のラテンアメリカやアジアの危機は、外国貯蓄を単に国内貯蓄を補完するものとして利用することが賢明であることを示しており、国内貯蓄の水準を引き上げるために新年金制度を一つの柱とする一連の政策が策定されてきたのである」と述べ、これを新制度の利点に數え上げている (CONSAR [2000: 16])。

仮に年金基金に蓄積された資金が中長期的な債券などへの新規投資となつた場合、これによって促される金融市場の整備および活性化は、資産家などに対し新たな国内投資先を提供することになり、これも経済成長に資する可能性がある。また、それとともに、貯蓄率の動向を考える際に重要であると思われるのは、比較的所得水準の低い層である (Solís Soberón y Villagómez [1999: 152])。これまで貯蓄をしてこなかった、あるいは余裕はあっても貯蓄をするという観念が稀薄であった層に対し、年金積立という形で貯蓄を強制することによって、いわば「貯蓄するという文化」が創出されることを狙っているような節が感じられる。CONSARは、パンフレットやビデオなど視覚的な媒体を豊富に用意して広報に努めているが、注目すべきは、2001年1月上旬の段階で未だ準備中とはいえ、インターネット・ホームページに子ども向けのページ (“Pekenet”) が設定されていることである。貯蓄率引き上げへの迂回生産が行われようとしているようにもみることができるであろう。

### 第3節 改革への批判と評価

前節で概観されたような理由づけをもとに社会保険法改正が企図されたわけであるが、その過程ではさまざまな反対意見や批判が各方面から提起され

た。とくに国会では、左派・民主革命党(PRD)を中心とする野党はもとより、党内に労働勢力を抱える与党・制度的革命党(PRI)の内部からも異論や法案修正要求が出るなど、法改正手続きが表舞台で始められた1995年初頭から新法が成立した同年12月12日まで激しい議論が戦わされた。本節では、どのような批判がなされたのかを要約し、その背景にある基本的な考え方を検討してみたい。

### 1. 法改正手続きの過程

社会保険法改正のプロセスは、かなり速いテンポで進められたということができる。サリーナス政権期からの積み残し案件であったという事情はあったにせよ、セディージョ政権発足から間もない1995年1月のIMSS総会で「自己診断書」(Diagnóstico)の作成が決定され、以後、急ピッチで改正作業が進められていく(表3参照)。とくに9月以降の展開はめまぐるしいほどである。たしかに、政労使三者による諮問委員会が設置されたり(9月13日)、労使代表が大統領に改革案を「提案」(11月1日)したりと、形のうえでは民主主義的な手続きにのっとって法改正作業が進められているように見える。しかしながら実際のところは、かなり早い時期から大蔵省、労働省、IMSSの限られた官僚層の間で内々に練られた改革案が、法案提出(11月9日)の間際になって「労使代表」と大統領の間でキャッチボールされたというものであり、上下両院の大蔵委員長までが政策形成過程の蚊帳の外に置かれていたという(Acosta Córdoba [1995: 13-15])。もちろん、新制度の内容が明らかになると大きな反対の声が上がり、激しい議論が沸き起こる。だが、そのときにはすでにレールは敷かれてしまっているのである。IMSSが発行した『議論のための叩き台—未来に臨む社会保障—』と題される小冊子(IMSS [s.f.])は、その「まえがき」を「民主的な社会がその直面する複雑な問題に対する解答や対案を見いだすことができるは、開かれた建設的な議論を通じてである」と結んでいるが、その同じ「まえがき」の書き出しが「1995年12月12日、連

邦行政府により提出された新社会保険法案が国会で可決された」となっていることは、このことを象徴するものであるようにも思われる。

表3 社会保険法改正過程

1995. 1. 25	IMSS総会 (Asamblea General), 執行部に「自己診断書」(Diagnóstico) の作成を命ずる。大統領が総会の席上、作成を指示した。その後に大統領が示した基本原則は：
1)	メキシコの社会保障制度は民営化されてはならない
2)	IMSS保険料に関しては、労働者および企業にこれまで以上の負担をかけてはならない
3)	IMSSの財政健全化と各分野の保障の実施可能性を両立できるような仕組みを開発しなければならない
4)	IMSSのカバー率を引き上げ、その雇用と生産性を促進するという役割を強化しなければならない
5)	IMSS新時代に向けたこの計画は、国内労働者層のコンセンサスを得なければならない
1995. 3. 28	IMSS執行部、「自己診断書」発表
1995. 5. 2	SNTSS (IMSS労組) 「自己診断書」に対する見解を『プロセソ』誌に発表
1995. 5	『国家開発計画1995-2000』(Plan Nacional de Desarrollo 1995-2000) 発表、 5.5.3項「貯蓄と社会保障」で、年金の個人座化が貯蓄率引き上げを促進すると言及
1995. 9. 13	「社会保険強化のための三者委員会」(Comisión Tripartita para el Fortalecimiento del Seguro Social) 創設、48日以内に答申を出すと規定
1995. 9. 26	ボレゴIMSS総裁、SAR積立金徴収をIMSSの担当にすべきとの見解表明。 また同時に現国会会期中に法改正を想定と明言
1995. 10. 11	セディージョ大統領、ニューヨークで新法準備に言及、制度改革に自信
1995. 10. 25	セディージョ大統領、国立経済大学 (Colegio Nacional de Economistas) で演説、国内貯蓄強化に言及
1995. 11. 1	労働会議 (Congreso del Trabajo) および企業家調整審議会 (Consejo Coordinador Empresarial), セディージョ大統領に改革案を提案 (Propuesta Obrero-Empresarial de Alianza para el Fortalecimiento y Modernización de la Seguridad Social)
1995. 11. 9	セディージョ大統領、社会保険法改正案を議会に提出
1995. 12. 12	社会保険法改正案、議会を通過

(出所) *Proceso*誌および*La Jornada*紙各号をもとに筆者作成。

## 2. IMSS財政悪化の根拠

前節でみたように、IMSS財政の破綻が将来的に予測されるというのが社会保障改革の一つの理由とされていた。つまり、IMSS財政の悪化は構造的な問題であり、その抜本的な改革以外に財政的な再建はありえないという考え方である。これに対しては、1982年から1991年までIMSSの総裁を務めたガルシア＝サインス (Ricardo García Sainz) が反論を行っている。それによると、IMSS財政が悪化したのは、政府の経済政策の結果、実質賃金が大幅に落ち込み、それによってIMSSへの拠出金が減少したことに端を発するものである。また、失業の増加は単に拠出金の減少に繋がるだけでなく、高齢者の引退を早める方向にも作用する。したがって年金受給者数に対する保険料支払い者数の比率は、二重の意味で低下することになる (Acosta y Corro [1995: 17])。とくに1995年においては前年末以来の金融危機の煽りを受けて失業者が急増しており、IMSS加入者数も同年1月から7月にかけて30万人近く減少した (*La Jornada*, 26 de octubre de 1995)。同様に、企業業績の悪化により労使拠出金の延滞が増え、全国で70万社近くが何らかの負債をIMSSに対して抱えることとなった (*La Jornada*, 5 de mayo de 1995)。

こうした財政危機に際し、それを「食い止めることができるような緊急対策は何一つなされ」なかった。収入の減少はIMSSの提供するサービスの質の低下に繋がらざるをえなかった。しかし「このサービスの質を確保できるような補完的プログラムは一つとしてなかった。たとえば破産状態にある銀行に対処しようとされたのと同じ態度はみられなかった」のである (Acosta y Corro [1995: 17-18])。

## 3. 何のための年金改革か

年金改革は、そもそも何のために、また誰のために行われるべきものなの

か。いうまでもなく、現在および将来の受給者のためである。そして、将来の受給者にとって年金が機能的なものであるためには、IMSSの財政が健全化し、年金制度が将来にわたって存続可能であることが必要であるというのが改革推進派の説明であった。しかし、それには前項でみたような、IMSSの財政事情の悪化がサービスの質の低下に繋がったときには、追加的な資金補給が行われなかつたこととの部分的な矛盾を指摘することもできるであろう。資金補給によりある程度の質の確保を行いつつ、もし財政危機が構造的な問題であるというコンセンサスが得られるならば、抜本的な改革に着手するという選択も可能であったはずである。

メキシコ市にあるメトロポリタン自治大学ソチミルコ校で社会保障改革関連の共同研究取りまとめ役を務めたラウレル（Asa Cristina Laurell）は、新制度は社会保障を経済・金融の論理に従属させるものであり、結局のところ、今回の年金改革は、「金融システムを再活性化する」ためのものであると批判する（Laurell [1997: 68-69]）。そして、加入者が自己責任の名のもと、Aforeに預け入れられている積立金の金融リスクを全面的に負わなければならない反面、ほとんどのAfore（1997年には17社中15社、2000年には13社中12社）が積立金のフローおよび／または積立残高に応じて定率の手数料を課しているということは、政策当局がAforeに対して収益を保証しているに等しいという問題点を指摘している（Laurell [1997: 69-70]）。

さらに、この手数料率の高さという問題も俎上に載せられる。積立金フローに対する料率は、制度発足直前の調査で基準賃金の0.9%から1.99%であり（Laurell [1997: 71]），2000年9月現在では、1.45%から1.70%の間に分布している（<http://www.consar.gob.mx/estadisticas/Sep2000/1.4PDF>）。この手数料率は、労使拠出金に対する比率に換算するならば、それぞれ22.31%と26.15%に相当する。上記12社中9社が積立金フローと積立残高に対する手数料（年率0.15%から1%）を併用していることを考え合わせるならば、かなりの額がAforeに流れるということができるであろう。民間のほうが効率的であるという前提に則って書かれているはずのIMSS「自己診断書」においてす

ら、年金部門に関するIMSSの運営コストは対賃金比0.63%となっており、「Aforeの経営はきわめて非効率的なものとなるであろう」とラウレルは制度発足前に予測していた (Laurell [1997: 70-71])。

加入者の受給資格についてはどのようなことがいえるであろうか。先に第2節で、政策当局の側からみると、500週から1250週への受給資格下限の引き上げと、積立制度による拠出金所有権の確保により、とくに低所得者層や若いうちに仕事をやめることの多い女性にとってより公平な制度が実現したという認識があることを確認した。これに対しラウレルは次のように反論する。すべての加入者にとって、その職が安定的であれば問題はない。しかし、歴史的にみて加入者は平均するとIMSS加入期間の90%についてしか拠出して／できていない。そうすると1250週は24年ではなく30年を意味することになる。とくに、景気後退などの影響を受け、雇用が不安定化すれば、この30年はさらに長期化することも考えられる (Laurell [1997: 73])。ラテンアメリカ地域全体の趨勢として労働市場の柔軟化が進んでいることも考えに入れるならば、この批判には耳を傾ける余地があるようと思われる。たしかに、政策当局がいうように、積立型年金が「持ち運び」可能であるということは、加入者の権利確保に資する面もあるに違いないが、逆にそれが過度の労働柔軟化の言い訳に使われたり、またせいぜいのところ労働柔軟化に対する「絆創膏」程度にしか作用しない危険性もあることを念頭においておくべきであろう。

メキシコの年金制度のカバー率は1995年時点で経済活動人口の36.5%と、OECD諸国(94%)とはもちろん、チリ(62%)、ブラジル(50%)、アルゼンチン(53%)といったラテンアメリカ諸国と比べても著しく低い (Kurczyn Bañuelos [1996: 741-742])。所得分配上も逆進的であり、大きな問題である。実際、1995年11月9日、大統領による新社会保険法案提出を受けて当時のIMSS総裁ボレーゴ (Genaro Borrego Estrada) は、「社会保険に関して最大のものと考えられるこの改革で重要な目的」の一つとして「カバー率の拡大」をあげている (*La Jornada*, 10 de noviembre de 1995)。しかしながら、それを

達成するための具体的な方策は、少なくとも筆者のみるかぎり、政策当局の側から述べられてはいないようである。

#### 4. 新制度の評価

ここまで、新制度への移行の是非について、政策当局側の理由づけとそれに対する批判を概観してきた。以下、それがどの程度妥当なものであったのかについて、両者の見解を比較検討することにしよう。

両者の最大の対立軸は、賦課方式か積立方式かという点に集約できるであろう。そしてこれは、別の表現を使うならば、つまるところ年金は保険方式で運営すべきなのか、それとも強制貯蓄にすぎないのかという問いに還元することができるであろう。つまり、平均余命が大きく延び、60歳ないし65歳以上まで生きることがことさら特別のことではなくなった現在<sup>(6)</sup>、政策当局の側に「退職、高齢失業、老齢」はもはや保険でカバーすべきリスクではない、という認識があるのではないかということである。

社会保障制度が創設された当時のように、定年時まで生き残れる確率が高くないと仮定すれば、年金会計から病院などのインフラ整備に資金を回すことは合理的である。定年まで生き残る労働者が増えれば、保険料収入が増え、遺族年金支払い額が減少するからである。しかし、定年後の人生が長くなることに繋がれば、平均余命の延びそのものの価値に疑いを挟む余地はないもの、それが年金会計を圧迫することは間違いない。また高齢化は、それのものとしても医療費の増大に繋がる。その意味で、積立金の流用による年金会計の圧迫を制度改革の理由づけに援用することも、それなりに合理的であるように見える。

しかしながら、準備金の85%をIMSS事業へと投資することを定めた旧LSS第263条はすでに修正済みであり、年金会計の黒字や年金積立金による収益はそれ自体の積み増し以外には充当できないこととされていた（旧LSS修正第263、264条）。したがって、これを1995年改正の際にその理由として持ち出

することはできないのである。また、人口構成の変化を問題とするにしても、拠出一給付の不均衡を問題とするにしても、マクロレベルでみた「給付総額」と「拠出総額+連邦政府負担総額」が長期的に等しくならなければならないのは、どちらの方式を採用しても同じはずである。さらに、新制度に移行しても連邦政府は当分の間、旧制度による年金支払いを財政から行っていかなければならない。

結局のところ、問題となるのは膨大な額にのぼることになる積立金を誰が運用するのかというところに帰着するように思われる。旧制度では「連帶」理念のもと、分配が最優先された。年金会計の積立金は、たとえそれがサービスという間接的な形を通じてであったにせよ、病院その他のインフラという具体的な形をとって再分配された。新制度においては、積立金は市場メカニズムにしたがって運用され、それによって経済成長が図られ、しかる後にその成果が分配されていくことが想定されている。その構図は、1940年前後に経済発展戦略をめぐって戦わされた「農地改革主義」(agrarismo) 対「経済発展主義」(desarrollismo) の二項対立と酷似している。

### むすびにかえて——制度構築の基盤となる人間像

1995年社会保険法改正の一つの大きなポイントは、賦課方式から積立方式への移行という点と密接に関係するが、年金受給資格の変更ができるであろう。本章を結ぶにあたって、この点を手がかりに新制度の本質に関し少しく考察を加えてみたい。

政策当局の側では、年金受給資格の引き上げが受給者にとっていっそうの公平性を確保すると主張するが、その根拠として引き合いに出されるのが女性のケースである。本論でも触れたが、結婚を機にわずかな勤続年数の後に退職し、専業主婦となる女性の場合、旧制度のもとでは受給資格は得られず、在職中に徴収された保険料は掛け捨ての形となっていた。それに対し新制度

では、このようなケースでも、積立金の所有権は当該女性にあるため、掛け捨ての形には絶対にならない。したがってこの制度のほうが公平であるという説明がなされることになるのである。

たしかに個人の所有権という観点からみれば、この説明はきわめて合理的である。しかし、年金制度の目的が退職後における生存権の確保であると考えるとき、旧制度も同様にきわめて合理的な側面をもっていることには注意を払う必要があろう。上の例で引き合いに出された女性は、結婚して専業主婦になったのであった。以後この女性は、夫の賃金で生活を営み、夫の退職後は夫の年金で、夫が死亡すればその遺族年金で生活を確保することになる。この場合、現金所得の獲得は個人の要件ではなく、世帯単位で想定されていることになる。もちろん、ここでこのようなライフスタイルが望ましいと主張しているのではない。その是非は別の問題である。しかし、もしこのようなライフスタイルが一般的であるとするならば、国民の生存権の確保という目的が達成されているという意味で、これはきわめて合理的な制度構築であるともいえるであろう。問題は、旧制度のこのような前提がどの程度、実態と符合していたかである<sup>(7)</sup>。その意味で、ただ単に古い制度にしがみつくというだけでは問題の解決にならないということは言うまでもない。

受給資格の引き上げは、年金勘定の個人化と組み合わされることによって、旧制度において頻繁に発生していたとされるモラル・ハザードへのインセンティブを限りなくゼロにまで近づける。新制度においては、およそ人間というものは、そのチャンスがあるかぎり制度を悪用しようとする可能性があるという前提に立って制度構築がなされているということができるであろう。それに対し、旧制度はどのような人間像に立脚していたのであろうか。仮説の域を出るものではないが、それは革命が創出を目指してきた「理想的なメキシコ国民（la nación mexicana）のよき構成員」とでも呼ぶべきものであったのではなかろうか。また逆に、社会保障制度を普及させていくことが「理想的なメキシコ国民」の形成に繋がっていくという構想があったのではないか。

IMSSの文書館 (Centro de Información “Ignacio García Téllez”) には、同公社の最初の加入者に関する資料が保存されている。それによると、第1号はメキシコ市にある従業員数3名のビリヤード場に会計係として勤務する当時25歳の青年であった。その青年が夜、帰宅後に、狭いながらもこぎっぱりとした部屋で『メキシコと社会保障』 (*Méjico y la seguridad social*) というIMSSの加入者向け案内書を背筋を伸ばして読んでいる写真も同様に残されている。明らかに宣伝用に撮影されたと思われるこの写真からは、個人経営の商店に勤めるごく平凡な青年すらが、一日の仕事を終えた後に、新しくできた社会保障制度を理解しメキシコ国民のよき一員になろうとしているのだという当時の政策当局のメッセージが露骨に過ぎるほど顕れている。

新制度においては、新自由主義の名のとおり、メキシコは自立した合理的な個人によって構成されている近代的な経済社会であると捉えられている。そうなると、現金収入の獲得は個人の要件となってくる。ひとりひとりのメキシコ人は、自立した個人の資格で労働市場に参加していくかなければならぬ。そのためには、大規模な雇用創出が必要であるし、さらにそのためには大規模な投資が、そしてその資金を調達するための資本市場が必要となってくる。ここで新制度は自己完結することになる。Aforeに蓄積される膨大な額の積立金が健全な金融市場を創出することができるかどうか、そしてそれが順調に投資と雇用に結びついていくかどうかは未知数であるが<sup>(8)</sup>、このような前提のもとに構築された新年金制度は、すでに移行期から徐々に脱却する段階に差し掛かっている。

旧制度が前提とした「理想的なメキシコ国民」という前提是、恐らくは1968年以降、そしてとくに債務危機前後の経済混乱のなかで、完全にフィクションであることを露呈してしまった。その代わりに今度は「合理的な個人の総和としてのメキシコ経済社会」という前提が設定された。しかしこれもまた、少なくとも現段階ではフィクションということはできまい。これがフィクションであるという自覚をもたないかぎり、カバー率の向上というメキシコ年金制度の古くて新しい課題は解決不可能であろうし、ましてやメキシコ経

济社会の二重構造はさらに乖離の傾向をみせていくことになる。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) メキシコにおける社会保障制度の概史については、Mesa-Lago [1978] を参考せよ。邦語では、谷 [1997] がある。
- (2) 新制度でIMSSが担当することになっている部分は、同法では「社会保障諸機関」(instituciones de seguridad social)と複数形で表現されており、ISSSTEなどが新制度に合流することを視野に入れている。なお、谷[2000]では、その注(8)で、保険料の徴収について「ISSSTEを通じた加入者であれば、ISSSTEが担当することになる」と誤記しているが、言うまでもなく少なくとも本章執筆時点ではISSSTEは新制度に移行していない。ここに訂正したい。
- (3) 発効日現在の首都連邦区における最低賃金と同額。ただし毎年2月に消費者物価指数に応じた見直しが行われる。
- (4) 同氏は2000年までCONSAR委員長の職にあった。また、この論文が収められている論文集 (Solís Soberón y Villagómez comps. [1999]) には、著作権者としてCONSARも名前を連ねていることから、政策当局の考え方からかけ離れたまったくの個人的見解が表明されている可能性はさらに低いというべきであろう。
- (5) 1973年社会保険法（旧LSS）第263条第I項では、IMSS準備金の85%までは「病院、療養所、診療所、保育所、倉庫、薬局、実験場、保養所、社会保障センターなど、IMSSの諸目的にふさわしい動産および不動産」に投資されることが定められていた。なお、旧LSSについては、Trueba Urbina, Alberto director [1977] に全文収録されているものを利用した。
- (6) Solís Soberón y Villagómez [1999: 129] が引用する「死亡者の平均年齢」は、1950年の49.6歳から10年ごとに59.0, 61.5, 64.8歳と延び、1990年には69.2歳に達している。
- (7) この問い合わせに対する一つの解答として、国本 [2000: 252-257] の議論があげられよう。
- (8) 2000年9月現在、Sieforeの投資のおよそ90%が政府系債券によって占められている。<http://www.consar.gob.mx/estadisticas/Sep2000/2.1PDF>.

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 宇佐見耕一 [1999] 「アルゼンチンにおける年金制度改革」 (『ラテンアメリカ・レポート』 Vol.16, No.1)。
- 牛丸聰 [1996] 『公的年金の財政方式』 東洋経済新報社。
- 北島啓治 [1999] 「ラテンアメリカの年金民営化—市場原理は働いているのか—」 (『イペロアメリカ研究』 第XXI巻第1号)。
- 国本伊代 [2000] 「メキシコの新しい社会と女性—社会の民主化と平等をめざして—」 (国本伊代編『ラテンアメリカ 新しい社会と女性』 新評論)。
- 厚生年金基金連合会編 [1999] 『海外の年金制度—日本との比較検証—』 東洋経済新報社。
- 谷洋之 [1997] 「メキシコ」 (田中浩編『現代世界と福祉国家—国際比較研究—』 お茶の水書房)。
- [2000] 「メキシコにおける年金改革」 (宇佐見耕一編『ラテンアメリカの雇用と社会保障政策』 アジア経済研究所)。
- 藤澤益夫 [1997] 『社会保障の発展構造』 慶應義塾大学出版会。
- 堀勝洋 [1997] 『年金制度の再構築』 東洋経済新報社。
- 堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所編 [1998] 『ラテンアメリカ民営化論—先駆的経験と企業社会の変貌—』 日本評論社。

### 〈外国語文献〉

- Acosta Córdoba, Carlos [1995] ““El único ahorro que hay en México es el de las jubilaciones y pensiones, al que le echaron el ojo para un nuevo ensayo económico”: Antonio Rosado, del sindicato del IMSS,” *Proceso*, No. 992 (6 de noviembre).
- Acosta Córdoba, Carlos y Salvador Corro [1995] “El IMSS, en peligro; las reformas, privatizadoras, sin consenso, sólo beneficiarán a las sociedades de inversión: Ricardo García Sainz,” *Proceso*, No.993 (13 de noviembre).
- Aguilar Solís, Samuel [1996] “El nuevo sistema de pensiones en México,” *Revista del Senado de la República*, No.5.
- Arenas de Mesa, Alberto and Verónica Montecinos [1999] “The Privatization of Social Security and Women’s Welfare: Gender Effects of the Chilean Reforms,” *Latin American Research Review*, Vol.34, No.3.

- Barreto de Oliveira, Francisco E. [1994] *Social Security Systems in Latin America*, Washington, D. C.: Inter-American Development Bank.
- Brambila, Homero Urias [1996] "La reforma previsional en América Latina," *Comercio Exterior*, Vol.46, No.9.
- CONSAR (México, Comisión Nacional del Sistema de Ahorro para el Retiro) [2000] *Tres años de la reforma al sistema de pensiones: Antecedentes, operación, beneficios y retos del nuevo sistema de pensiones*, México: CONSAR.
- Cortés Rodríguez, Enrique y Antonio Peñaloza Garrido [2000] *Ley del Seguro Social, contempla, práctica y sus reglamentos*, México: Grupo Editorial AASS.
- García Cruz, Miguel [1962] *Evolución mexicana del ideario de la seguridad social*, México: Instituto de Investigaciones Sociales, Universidad Nacional Autónoma de México.
- IMSS (México, Instituto Mexicano del Seguro Social) [s.f.] *Aportaciones al debate: La seguridad social ante el futuro*, México: IMSS.
- [1995] *Evidencias para el debate: Resultados y perspectivas financieras de la seguridad social*, México: IMSS.
- INEGI (México, Instituto Nacional de Estadística, Geografía e Informática) [1994] *Estadísticas históricas de México*, 3<sup>a</sup>. Edición, Aguascalientes: INEGI, 2 tomos.
- Kurczyn Bañuelos, Sergio [1996] "Reforma del sistema de pensiones mexicano: principales aspectos macroeconómicos," *Comercio Exterior*, Vol.46, No.9.
- Laurell, Asa Cristina [1997] *La reforma contra la salud y la seguridad social*, México: Era.
- Mesa-Lago, Carmelo [1978] *Social Security in Latin America: Pressure Groups, Stratification, and Inequality*, Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.
- [1991] "Social Security and Prospects for Equity in Latin America," World Bank Discussion Papers, No.140.
- [1998] "Comparative Features and Performance of Structural Pension Reforms in Latin America," *Brooklyn Law Review*, Vol.64, No.3.
- Méjico, *Ley de los sistemas de ahorro para el retiro*.
- Méjico, *Ley del Seguro Social*.
- Méjico, *Ley del Seguro Social: Principales reglamentos e instructivos 1995*, Méjico: Ediciones Fiscales Isef, 1995.
- Méjico, Poder Ejecutivo Federal [1995] *Plan Nacional de Desarrollo 1995-*

- 2000, México: Secretaría de Hacienda y Crédito Público.
- Narro Robles, José [1993] *La seguridad social mexicana en los albores del siglo XXI*, México: Fondo de Cultura Económica.
- Solís Soberón, Fernando [1996] “Normatividad del nuevo sistema de pensiones,” *Comercio Exterior*, Vol.46, No.9.
- Solís Soberón, Fernando y F. Alejandro Villagómez [1999] “Las pensiones,” en Solís Soberón y Villagómez comps. [1999].
- comps. [ 1999 ] *La seguridad social en México*, México: Centro de Investigación y Docencia Económicas; Comisión Nacional del Sistema de Ahorro para el Retiro; Fondo de Cultura Económica.
- Suárez Dávila, Francisco [1996] “La reforma mexicana a los sistemas de ahorro para el retiro. Perspectiva de un legislador,” *Comercio Exterior*, Vol.46, No.9.
- Trueba Urbina, Alberto director [1977] *La nueva legislación de seguridad social en México: Historia, teoría, exégesis, integración*, México: Universidad Nacional Autónoma de México.
- World Bank [1994] *Averting the Old Age Crisis: Policies to Protect the Old and Promote Growth*, Oxford: Oxford University Press.